

○茅野市消防施設整備に関する補助金交付要綱

昭和 59 年 4 月 1 日
告示 第 19 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区長等が行う消防施設等の新設、新築、改築、更新、修繕又は購入に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則(昭和 39 年茅野市規則第 6 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業、経費、補助率及び補助限度額)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業、経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象事業	対象経費	補助率	補助限度額
消防ポンプ自動車	購入に要する経費		400 万円
消防詰所	建築総面積 30 m ² 以上 50 m ² 未満の新築及び改築に要する経費	2 分の 1	160 万円
	建築総面積 50 m ² 以上 100 m ² 未満の新築及び改築に要する経費	2 分の 1	240 万円
	建築総面積 100 m ² 以上の新築及び改築に要する経費	2 分の 1	400 万円
	詰所の修繕に要する経費	2 分の 1	100 万円
消防車庫器具置場	車庫及び器具置場の新築及び改築に要する経費	2 分の 1	25 万円
消防警鐘楼(ホースタワー)	警鐘楼の新設及び改築に要する経費	2 分の 1	85 万円
	警鐘楼の塗り替えに要する経費	2 分の 1	10 万円
消防サイレン	本機に要する経費	2 分の 1	10 万円
管そう(ノズル付)	1 本につき	2 分の 1	8,000 円
消防ホース	1 本につき	2 分の 1	1 万 5,000 円
格納箱	1 基につき	2 分の 1	1 万円
防犯灯	蛍光灯型新設 1 基につき	2 分の 1	1 万円
	L E D 蛍光灯型新設 1 基につき	2 分の 1	2 万 5,000 円
	L E D 蛍光灯型器具への更新 1 基につき	2 分の 1	1 万 5,000 円
	L E D 電球へ更新 1 球につき	2 分の 1	1,500 円
消防車両任意保険	消防車両任意保険料	2 分の 1	5,000 円
消防用組立て水槽	購入に要する経費	2 分の 1	4 万円

備考

- 1 既存の消防ポンプ自動車を購入しなおすすめの場合においては、当該消防ポンプ自動車が購入後 20 年を経過したものでなければ、補助対象とならない。

- 2 消防車両任意保険は、対人賠償保険無制限及び対物賠償保険 1,000 万円以上の自動車保険又は自動車共済とする。
- 3 消防用組立て水槽は、水槽容積 1,500 リットル以上とする。
- 4 防犯灯 LED 蛍光灯器具への更新及び LED 電球への更新に対する補助は、同一箇所につき 1 回のみとする。

前 文(平成 8 年 3 月 28 日告示第 38 号) 抄
平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

前 文(平成 11 年 3 月 30 日告示第 54 号) 抄
平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

前 文(平成 14 年 12 月 26 日告示 176 号)抄
平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

前 文(平成 20 年 3 月 28 日告示第 103 号)抄
平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

前 文(平成 24 年 9 月 7 日告示第 185 号)抄
平成 25 年 4 月 1 日から施行する。